

とでございますが、御承知のように、第九次地方制度調査会では連合方式というのが答申されておるわけですが、昨年の四十六国会におきましては、早川自治大臣を中心といたしまして、いわゆる日本版EEC方式、こういうものが検討をされて、第九次地方制度調査会の答申に基づく方式が国会に提案されようとした、こういうことを聞いております。第十次地方制度調査会においては、現在正式な諮問という形になっていませんけれども、府県合併の是非の問題、合併を必要とするような今日の広域行政に対する要請がある。そこでその合併のしかたなり範囲はどうか、こういう形で大臣から非公式でありますけれども諮問されて、地方制度調査会が取り上げて、連絡会議からEEC方式、連合方式、そして引き続き第十次地方制度調査会に府県合併問題を実質的には諮問して、こういうことになってまいりました。明らかにやはり情勢が変わってきていると自治省もお考えになっておられるのじゃないか。端的に申し上げますと、自治省の責任ある地位にある方でございますけれども、今日この段階において、しやにむに連絡会議法案を成立させなければならぬような状況じゃないのだということを、私見としてお聞きしたことがあるのですが、いま私が申し上げたようなことから、情勢が変わつておる、それを正確に自治省は認識して、いまいったような地方制度調査会にも具体的に反映しているのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○佐久間政府委員 昭和三十三年に地方行政連絡会議の構想が地方制度調査会から答申されましたから、僅々二、三年の間でございますが、先ほど官房長からお答えのございましたように、私どもといたしましては、情勢は毛頭変わっていない。いって申しますならば、都道府県を越える広域的行政を、能率的に処理するためのくふうをしなければならぬという必要性は、一段と強まってきたというのじゃないか、かように考えておるわけでございます。

○細谷委員 逆に今日では、むしろ連絡会議法案

の必要性というのは、当時より強まっているのだ、こういうことばでございますが、それではお尋ねいたします。

この連絡会議に対する法律が非常に必要なんだ。そして地方制度調査会における第九次の答申、いわゆる連合方式、いま一生懸命がみついている。しがみついているというのか、それを推進しようとしておる。府県合併の問題、こういう問題が、——府県合併の問題は緊急の問題なんだという形で、——第九次地方制度調査会の経過からいいますと、第十次地方制度調査会の審議すべき問題は、行政事務の再配分とかあるいは関連する財政問題の再配分というのを当然第九次の制度調査会を受けて十次がやらなければならぬにかかわらず、第十次地方制度調査会の主要課題というのは、その九次の問題の答申を受けての仕事じゃないか。府県合併の問題に主力が注がれておる。こうなつてまいりますと、——当時よりも情勢は強くなつておるんだとおつておる。ところが一方においては、地方制度調査会の従来の流れを無視してといひますか、それをたな上げしてまでも府県合併に取り組まなければならぬということになりますと、私は理解できないのです。この辺の関連をひとつ御説明願ひたいと思う。

○佐久間政府委員 第九次の調査会におきまして、行政事務の再配分を御審議いただきましたことは御指摘のとおりでございます。行政事務の再配分につきましては、基本的な考え方の方針が第九次の調査会の答申として述べられておるわけでございます。その答申の中において、この事務の再配分を実施いたしますにあたりまして、その事務の受け入れ態勢の整備と申しますか、地方団体側が事務の配分後の仕事が能率的にやうていけるように態勢を整備しなければならぬ、そういう観点から、市町村につきましても、さらに地域によつては合併を必要とするところもある中で、それについて努力すべきだという趣旨の御答申があり、さらに都道府県につきましても、都道府県の区域を越える広域的な処理を要する仕事だんだんとふ

えてきておるので、これを処理するために、一つは共同処理方式の活用をはかるべきだということ、それに関連をいたしまして、従来からあります一部事務組合等の共同処理方式のほかに、新たな共同処理方式の一つとして地方公共団体の連合を設けることが適当である、こういうふうにしてべられておるのであります。それからいま一つは、都道府県の合併の機運もあるが、自主的な合併がなされることは望ましいことなので、その実現を期待する、こういうふうにして述べられておられるのであります。地方制度調査会の考え方は、地方自治を尊重する見地から事務の再配分を実施するのだ、しかしその再配分後の事務処理が円滑にいくようにするために、市町村についても、さらに都道府県についても、もっと受け入れ態勢を整備していく必要があるのだ、そこで、特に都道府県段階の受け入れ態勢の整備の方法としては、一つは共同処理方式を活用しろ、いま一つは自主的な合併の機運のあるところについてはその実現を期待するのだ、こういうふうな方策を述べておられるわけでございます。したがっていま、自治省といひましては、その答申にありました連合方式については検討を加えておりましたわけでございます。現在もお検討を続けてつづけておるわけでございますが、同時にまた府県の合併につきましても、ただ自主的な合併が望ましく実現を期待するということだけでは、一体どういふような規模なり条件なりを備えた場合にそれが望ましいといえるのか、もう少し掘り下げてお示しをいたしたいというところで、この問題を引き続き第十次調査会で御検討を願つておる。しかし、先生もおつしやうしておりますように、事務配分そのものにつきましても、今回の答申はいわば総論的な部分でございますので、各論的な部分、さらにそれに関連をいたしまする税財政の問題も引き続きこれは議題として同時に御審議をいただいております。こういうことでございますので、自治省といひましては第九次調査会の御答申をいただきましたから以後、その答申の趣旨に沿つて引き続き御

検討を願つておる。現在は先生も御承知のように、地方制度調査会には二つの小委員会を設けて、一つは事務の再配分の問題を検討していただく、いま一つは府県合併の問題を検討していただくということで、並行して御検討を願つておるわけでございます。

それから、なおこの連絡会議との関連はどうかということでございますが、ただいま申しました府県の合併にいたしまして、あるいは府県の連合につきましても、これはいずれも事業実施主体としての広域的な地方公共団体としての都道府県能力を拡充する、強化をするというための構想でございます。これは別に、かりに都道府県の合併が一部行なわれなくても、あるいはその連合が一部行なわれなくても、もっと広いブロック単位と申しますか、それぐらいの区域におきまして国の出先機関とも連絡をとりながら、いわゆる広域的な計画を立てる、あるいは連絡協議を遂げるという必要は、それは別個に存在をしておりますわけでございます。その点につきましても、連絡会議の必要性はそのまま存在をしております。

さらに先ほど私、むしろ強まっているのではありませんかといひましたのは、そういうことの必要性が、今日やはり減少しているというよりもむしろだんだんと強くなつておるのではなからうかという感想を持っておりますので、申し上げたわけがあります。

○細谷委員 いまのおことばですと、地方制度調査会、——連絡会議というものと、EEC方式というものと、府県合併というものが一体どういふ関係にあるか、そうしてそのいずれもを必要とするかという私の質問に対して、自治省当局は明確に、いずれも必要とするのだ、——いまの佐久間局長の答弁もそのとおりですね。そのとおりですけれども、形としてはそうでしょう。自主的な合併ということになりますと、府県が数府県集まる、EEC方式にしても数府県がEEC方式をとる、こういうことです。それを全国の九つのブロックに分けて連絡会議をしていく、形の上では

必要でありましょう。形の上では必要でありま
しょうけれども、一体広域行政をどう進めていく
かということについて、自治省には私は一貫した
方針はないのではないかと。どこに一体重点
を置いていくのか。それは私もよく聞かぬ。E
C方式と、府県合併における政府内部の争い、与
党内の争いということからしても、一貫した方針
がないのではないかと。いまのことばでは私
どもはどうしても理解できない。おっしゃるよう
に、地方制度調査会、本来ならば九次制度調査
会を受けて、事務再配分とかあるいは財源の再配
分ということを議論しなければならぬ。ところが、
いままで総会が六回あった。いまおっしゃる
ように二つの小委員会に分かれてやっております
が、しかし総会における議論というのは、関連し
ての事務再配分の問題は出てまいりましたけれど
も、すべてが府県合併の是非論という形で終始さ
れていて、これは自治省の方針がそうだからそう
なっている。地方制度調査会の運営の内容も、自治
省の方針がそうなっている。だから自治
省の重点というのは、今日の段階においては明らか
に自主的なという名をつけた府県合併論にあると
しか理解できない。したがって私は、連絡会議に
関する今日の評価というのは、自治省自体がもう
それほど重要に感じていないのだ、いわば今日ま
で何べんも法律を出してきたので、意地で国会を
通さなければならぬというメンツの問題だと思
うのです。そうではないのですか。

○松島政府委員 府県合併なり、府県連合なり、
あるいは連絡会議なりの関係につきましましては、
行政局長から御答弁申し上げたとおりでござい
ます。

地方公共団体が仕事をやっていきます場合に、
その規模、能力を充実していく、それを合併とい
う形においてやっていくか、あるいは特殊の仕事
について共同処理方式という形をとってやってい
くか、いずれにしても自治団体の能力を高めるこ
とによって仕事が円滑に進められていくという部
面は見落としてはならないと考えるのでございま

す。しかしそれだからといって、全国の府県が全
部九つなら九つになってしまうこともないです
し、そういうことになりますと、やはりより広い
地域において、その地域の問題を国の出先機関と
も連絡協調をとりながら進めていくという必要性
は存在するわけでございまして、そういう意味に
おいて連絡会議の必要性は、今日においても変わ
るところはないものと考えております。決してい
ままで何回も法律を出したから、意地になったと
いう気持ちは毛頭持っておりません。必要性を感
じておればこそ何回も御審議をお願いしておるわ
けでございします。

○細谷委員 三つとも必要だというように自治省
は考えて、それにはウエートはつけにくいんだ、
こういうふうな考えでよろしいんですか。

○佐久間政府委員 地方制度調査会から御答申の
ありました三つの構想につきましましては、それぞれ
必要性があるものと考えておるわけでございま
す。ただそれらの間に緩急があるいはその他のウ
エートをどう考えるかということになります
と、それはまた別個の観点からいろいろ検討しな
きゃならぬ問題もあるいはあるんじゃないかと
か。実は府県合併と府県連合につきましまして、先
ほど地方制度調査会の審議の方式につきましまして
から御質問がございましたが、その点ちょっと申
し上げさせていただきます。思います。

連合につきましましては、第九調査会の答申におき
まして、要綱もつけられまして、相当詳しく調査
会のお考えは私も承知できたわけでございま
す。しかし合併につきましましては先ほど申し上げ
したように、抽象的に述べたばかりでございま
して、その具体的なお考えについては、もう少し掘
り下げたいというところで、引き続き第十調
査会の御審議をいただいております、こういうこと
でございします。そこで合併にいたしましては、自主
的な合併ということになりますれば、かりにそれ
が実現することがあると思いたしませんが、ごく限
られたケースになると思いたしませんが、またこの連
合という問題につきましても、これも御答申をい

ただきましてからいろいろ検討いたしております
が、この構想につきましてもなお検討をしま
す。きやならぬ点がいろいろあるわけでござい
ます。そこで構想そのものとしたしましては、い
ずれも必要性があり合理性のあるものでござい
ますが、それをどのように受け取って具体化してい
くかというところにつきましましては、私どもと
いたしましては、お慎重に検討を要する点がある
というところで、第十調査会につきましても検討
をお願いしております。

○川村委員 関連して一言お聞きしておきます。
いまの細谷委員の質問と官房長の御答弁で、こ
の後審議を進める上に参考にならうかと思いま
す。あるいは私がいまからお尋ねする間の事情はよく
御存じないかもしれませんが、官房長のほうか
らお答えをいただきたい。

この連絡会議法案は、いまも質疑がありました
ように、地方制度調査会の答申を受けて国会に成
案として出されております。それがうまくいかな
いので、四十六国会に再度提出をされた。ところ
がその四十六国会に提出されたのは四月二十一日
であった。国会が開会してから相当期間提出を見
合わせであった。ところが、その当時は連合法案
というものがすでに原案ができて、提出をされる
ばかりになっておった。四十六国会には自治省は
連合法案を通してもらおう、それを成立させる、
そういうお考えで全力を尽くしておられた。その
一番の推進役をなし、かつ熱意を持っておられた
のは言うまでもなく早川自治大臣であったわけ
であります。ところが早川さんは、御存じのよう
な事情でおやめになった。ところが早川さんがお
やめになるその前あたりから、突然与党の内部か
ら、合併法案の問題が強く浮かび上がってきた。
連合法案なんというのはいまだなんだ、やるならや
るうちに合併でいい、こういうような意見が強く
出てきて、すでに与党の中ではその合併の試案を
つくっておられる人もあった。この合併の考え
が非常に強く進んできて、ちょうど軌を同じくす

るようになって早川大臣がおやめになって赤澤さん
に更迭された。ところが赤澤さんはその間に立っ
て、再度これは十分検討し直す必要があるという
ような理由で、連合法案の提出も自治省はついに
見送ってしまった。もちろん合併法案も議員提出
等の形ではなされなかったわけである。そういう
経過をたどっておるときに、おそらく、十中八、九、
四十六国会には提案されないのであるという立場
に立っておったこの法案が、三十九年四月二十一
日に提案されたというところは、当時の情勢から考
えても、連合法案もだめになった。合併法案はい
ますぐ提出する情勢ではない、それではとりあ
えずこの連絡会議法案を提出しておこう、という
ようなことで、自治省もこの間たいへん苦境に立
たれたというところがある。そこで与党の地方行政
部会のほうでその間の調整をとられて、この地方
行政連絡会議法案を提出せよ、何とかこの国会で
その通過をはかるように努力をする、こういうよ
うなことで提出をされておるのであります。そう
した前問題の連合法案も合併法案も提出されな
かった、特に自治省が考えておった連合法案が見
送られた、こういういきさつがあるわけなんです。

そこで私がお尋ねするのは、なぜ皆さん方が広
域行政を進める上において必要だと今日強く考
えておられるこの連絡会議法案を、四十六国会の当
初——しかもそれは前国会にすでに提案されて
おったものである。それを提出しなくて四月二十
一日というように、正規の会期はあと約一月だとい
うところから提案をされたのか、その間の事情を
いまあらためてここでひとつ説明してもらいたい。
○松島政府委員 ただいまお尋ねのございま
した、第四十六国会にこの法律案が提案されるの
がおくれた理由でございしますが、ただいま御指摘
のとおり、その当時連合法案といわれるものが政府
部内においていろいろと検討されておりましたこ
とは事実でございします。しかしこれにつきま
しては、法律技術的にもいろいろ問題がございま
すし、またその他の事情からも検討しなければなら
ぬ点がいろいろと出ておりましたために、その成

案がおくれたわけでございます。連絡会議法につきましては、先ほども御説明申し上げましたように、連合であるとかあるいは合併であるとかという問題とは多少次元の異なる法律でございますので、いずれにいたしましても私も私といたしましては必要性があるものと、その当時も考えていたのでございます。ただ国会で御審議をいただきます際には、ただいまの御質問にもござりますように、連絡会議あるいは連合あるいは合併というような問題が、次元は違っても関連はあるというところから、御審議をいただくためには同時に提案をいたしたほうがいいのではないかと、かような考えから連合法案の成案を待っていたのでございまして、先ほど申し上げましたような事情から連合法案についてはなお検討すべきものということと相なりましたので、当初から考えておりました連絡会議法を提出した次第でございます。

○川村委員 御説明でありますけれども、それはその当時のことを考えても推測できるわけですが、連合法案が国会で成立するならば、あえてこの連絡会議法をつくる必要はないではないか、そういう考え方が強く支配をしておったようでありまして、私が言っているのは、あなたがいまおっしゃるような考えであれば、いまあなたは同時に審議するというのがいいようなお考えを述べておられますけれども、それはあとで考えられたひとつの理屈であって、この連絡会議法が四十六国会に新法案として提案されたならば、私は官房長の言っておることもば納得でございます。しかしこれはすでに前国会に出ておるのでございませう。それが成立しなくて見送られた法案であるから、皆さん方がいまる細谷委員に答弁しておられるようなお考えであれば、やはり四十六国会の開会早々提案をして、これはこういう考え方、次いで提案しようとしておる連合法案はこういう考え方、実はその次元はこう違っておりまして、こういう、自信を持って四十六国会の当初に提案されてしかるべきじゃなかったか。それを提案をおくらしておられたので、連絡会議法というのは、

これはあまり自治省も重点を置いて考えておるんじゃない、連合法案が成立すれば連絡会議法がなくても広域行政はやれるのだ、広域行政に対処できるものである、こういうような考え方が支配をしておったのではないかと、私はそう考えるのです。そこで先ほども私からちょっと申し上げたように、連合法案はどうもいけな、合併はまだ提出する時期ではない、そうなる連絡会議法なりと成立させておかなければどうもわれわれとしてはたいへんだ、こういうようなことになって提案をされたのじゃないか。そこで、今日継続審議になっておりますけれども、それらの事情を考えると、この内容はいろいろこれから質問があるかと思ひますけれども、これはそんなに皆さん方が重要視されるようなものではないでなかつたか、そういう見方をするわけでございまして、何かもう一つ説明をいただきたい。

○松島政府委員 理由は先ほど申し上げましたとおりでございます。他に特別な理由はございませんと申し上げても、それはそれでないといふふうに御推測になれば、これはやむを得ないことでございませうけれども、また私どもが国会の審議の方向をあらかじめ推測するというようなことをいたしますことは、あるいは不遜のそしりを免れないこともおしれません、事情を御説明申し上げましたためにお許しをいただきますならば、かりに連絡会議法を先に提案したといたしましても、政府は近く連合というのをを出すのじゃないかというふうなことになるかと、それが出なければ、やはりあわせて考えるべきだといふことになって御審議はどうしても並行されることであらう、かような推測もいたしたわけでございます。そういう推測のしかたが間違っていたといふことでございませうならば、まことに申しわけないことでございませうけれども、そういうような観点から、先ほども申し上げましたように、一緒に御審議をいただくのが適當であらうと考えまして提案をおくらしていただく次第でございます。

○細谷委員 だんだんわからなくなつてまいりましたので、連絡会議法と連合及び府県合併の八年の四月、四十三国会に出ていたわけですね。申すまでもなく第八次地方制度調査会の答申を受けて、その答申の線に沿うて法律案が国会に出された、こういう経過をたどっているわけですね。しかも当時よりも連絡会議法の必要性はもっと高くなつてゐるのだ、こういうお答えなんですか。連合方式については、答申だけではまだ十分なので、四十六国会には出せなかつた。四十六国会から今日まで一年経過しているのです。自治省は三つ必要だとおっしゃつてゐるわけですか。府県合併はいま一生懸命地方制度調査会にやらしてゐる。これは自治省がやらしてゐるのです。私はあえてやらしてゐると言つてゐる。自治省が地方制度調査会にやらしてゐるこの府県合併問題と、連合方式も必要だ、連絡会議も必要だ。そうして連絡会議はもっと重要性を増しているのだというならば、ECC方式はもうこの前のいろいろな議論から一年経過しているのですが、この法律案は出す御予定なんですかどうですか、これは局長なりあるいは次官もいさしやうしてゐますから、次官にもお聞きしたい。

○松島政府委員 連絡会議法と連合及び府県合併の問題は、先ほども申し上げましたように、ことばは必ずしも適當ではないかも知れませんが、多少次元が異なるものがあると考えております。ところが連合と合併の問題は、これは地方公共団体でありまして府県がいかんしてその組織を構成していかんという面においては、相互に非常に関係があるわけでございませう。したがって、先ほど行政局長からも御説明申し上げましたように、自主的な合併をかりに促進するといつたとしても、それが日本全国すべて二つなり三つなりが合併をしていくといふような姿において行なわれたいけるものかといふ問題、こういうような点についてはなお今後の問題として検討しなければならぬ点であらうと思ひます。かりに府県合併といふものが、そういうふうにならば残つた府県において、お互いに共通の仕事あるいは利害関係の錯綜した仕事を、どういふふうな処理していくかといふ共同処理方式が、いかにあるべきかといふ問題は依然として残るわけでございます。したがって、府県連合と申しますか、あるいは共同処理方式と申しますか、そういった問題は、いわば合併の問題と相関連して考えられなければならない点が多かつたと思ひます。

ところが連絡会議のほうは、かりに合併が進みましようとも、あるいは連合が行なわれましようとも、ともかく全国が九つのブロックになつてしまわれない限りは、国の出先機関との間において連絡協調を保つていくための措置として必要だといふことは変わらないわけでございます。そういう意味で、連合については、合併の問題とも関連して、結論は出ておりませんが、連絡会議の必要性といふものは、先ほど申し上げましたように変わらないと考えますので、御提案を申し上げておる次第でございます。

○細谷委員 いまの御答弁によりまして、連絡会議といふ問題と連合方式なり府県合併といふものとは次元が違ふのだ。なるほど、事務の共同処理といふ点からいいますとそうかも知れませんが、この提案理由の説明の中に明白に「都道府県を越える広域行政について」といふことですから、現在議論されておる、重要な課題になつておる広域行政といふ問題をどう推進していくかといふ大きな問題、そういう問題からこれは出ているのであつて、背景は同じなんです。幹は同じなんだ。根元は同じなんです。次元が違ふといふところはそのただ枝葉のところなんです。私はそう思うのです。ですから、簡単に次元が違ふといふことじゃないと思ひます。端的に言いますと、やはり広域行政といふものをどう進めるべきかといふことについて連絡会議の構想が出てきた。府県合併の構想が出てきた。連合方式の構想が出てきた。そして、やはり連合なんといふなまぬるいものよりも、もっと突き進んで府県合併にいくべきだといふ議論が出てきた。これが実態じゃないで

すか。次元が違ふということであつて、これは全く竹に木だ、比較にならぬのだというようなことでは、私はいまだ自治省が考へてゐることからいつて理解できない。

○佐久間府委員 次元が違ふという表現が適當かどうかは別といたしまして、やはり観点と申しますか、違ふ点があるように思ひます。もちろん、先生のおっしゃりますように、都道府県を越えるいわゆる広域行政に對処するための構想である点については、そのとおりであると存じます。ただ、それに対処するしかたが、府県合併あるいは府県連合の場合におきましては、關係の府県の間で共同でその事業を執行していかう、また事業を執行するための前提となる具體的な計画を立てていかうというようなところに主眼があるわけでごいますから、ただいま話題になっておりますような二、三府県の間ということが、合併なり連合の場合にいたしましては予想されるわけでごいます。しかし、この連絡會議法案の考へてお

りますのは、いわゆるブロック単位と申しますか、その区域は、先生御承知のように、綜合開發計画におきましても総合的なブロック単位計画の区域になっておりますため、そういう区域におきましては、そこで一緒に事業を執行するということになしに、そこでいろいろな關係機關、地方公共団体の間で、関連する点についていろいろな協議をはかつていく必要が起つてくるわけでごいます。都道府県を越える広域行政と一口に申しますけれども、その中に、関連する事業と一緒にやるという場合の広域行政と、それからいろいろ総合的な計画と一緒に考へる、あるいはまた、お互いにそれぞれ分担して國の機關、地方団体でやるものの間の連絡をよくはかつていくというように、同じ広域行政と申しましてもいろいろ態様があるように思ひます。そこで、先ほど官房長が次元が違ふと申しましたのも、そういうようなことで、合併あるいは連合の對象となりま

す府県の場合を、連絡會議が連絡調整の對象といたしております区域もおのずから違ひますし、やはりそこに違ふものがある、かような意味で官房長が申したことと思うのであります。

なお、ついでにつけ加へさせていただきますが、連絡會議が對象として考へておりますような区域につきましては、前回華山委員からも御指摘がございましたように、大體國の地方出先機關の区域でございまして、地方建設局なり地方農政局なり、そういう区域を對象として広域行政をやつていかう。あるいはまた、臨時行政調査會からいろいろな構想が出ておりますが、いわゆる地方庁構想といったようなものもそういう区域を對象にしておるといふようなことで、同じ広域行政とい

たしましても、その内容にはおのずから違ひがあるのぢやなかろうか。それぞれ違ふ必要に對しまして違つた構想が考へられるということも當然のことであらう、かように考へてゐるわけでごいます。

○細谷委員 私の先ほどの具體的な質問の中の、第九次地方行政調査會が答申した連合方式についてはどうされる御予定なんでしょうか。今後また法律案を出すということなんでしょうか。府県合併の問題についても、答申が出たらそれを受けて出すという方針ですか。次元が違ふというのですから……

一次元、二次元、三次元というそういう次元——四次元の世界といわれておりますけれども、そんな違ひはないということをはつきり申し上げて、広域行政という一つの面における一つの問題としてこの問題が出てゐる、こういうふうに出てゐるのであるから、第九次地方行政調査會の答申はどうか、これは次官もいらつしやいますから、ひとつ自治省の方針を承りたい。

○高橋(順)府委員 いわゆる広域行政の必要といふことは、これは細谷委員もお考へになつておるところであるし、その必要性はもう世論であるといふに私も考へるわけでありま

す。そこで、いままでいろいろお尋ねになりました経過、すなわち、地方制度調査會でいろいろと御検討、答申のごさいましたあるいは道州制であるとか、ある

いは連合方式であるとか、そしてまた、いま御検討願つておる府県合併の問題であるとか、いろいろと問題を御検討願ひましたが、それらは自治省において、この広域行政の問題について、できるだけ行政の民主化、地方自治制度の確立、ことに地方住民の意思を尊重してりつぱな結論を出したといふ努力の姿であるといふふうに御了承願ひたいのであります。

そこで、いまお話のごさいました連合方式についてどうするかといふことについては、これはまだ結論が出ていないわけでごいます。府県合併の問題等についていろいろと地方制度調査會において御検討を願つておる、それとやはり関連のある問題でございまして、その結論の出ました場合においてそれらを総合的に検討の上、結論を出すべきものである、こういうふうにごさいおるわけでありま

す。そこで、それらの問題と、この御審議を願つております地方行政連絡會議法案というものの關係でござい

ますが、これは官房長なり行政局長なりから御答申申し上げましたところで、現在の次元においてもやはりその必要性のあるといふことは大體御了承願ひすることではないかと私は考へておるようなわけでごいます。何と申しましても、広域行政の問題を解決するといふことは、そう簡単なことではない、最善の方策をこゝで立ててまいりますといふことについて、自治省なりあるいはまた國會方面においての努力の結果といふものによつて私はいい結論が出

ると思ひますが、私どもの考へますところでは、いまの状態におきましては、この連絡會議法案の必要性といふことを実は痛感しておるようなわけでありまして、その点を十分ひとつ御了承願ひたいと思つております。

○細谷委員 広域行政の必要性といふことについては、私もその必要性は認めます。ただわからな

い点は、連絡會議法案といふのは、あるいは連合方式も必要だ、合併も必要だといふことになりま

す。端的に言いますと、広域行政から出てきたもので、官房長のことばを借りると、三つも次元が違ふということなんです。それをあえて連絡會議法案といふのは次元が違つて、連合方式と合併といふのは次元が同じだ、——これは次元が違ふでしよう。合併といふのは一体になるということですよ。連合方式といふのは一体じゃなくて、結婚までいかぬにしても、内縁に近いものなんです。そうなつてまいりますと、私はこの三つが必要だ、最後にはどうも連合方式、九次調査會の答申というものと合併といふ問題は密接不可分の關係があるから、答申は尊重しないといふことではないけれども、もう少し検討したいといふこと

動きに対抗して、地方自治の防衛という消極的役割を果たせることはできようが、広域にわたる行政の総合的な実施および円滑な処理の促進という積極的な役割をこれに期待することはむずかしいように思われる。連絡会議は、結局は、話し合いの場を作り連絡の機会を設けるというに止まって、それ以上の機能を望むことはできないであろう。そして、若し連絡会議が実績をあげないようであれば、改めて官庁統制方式の主張に油を注ぐことになる懸念がないとはいえない。こう言っておりまして、その次にこういうことも書いてある。「府県や自治省は、ただ、これに抵抗するのみで、」——あとで御質問しますが、いわゆる国の縦で割り行政、そういう問題、いわゆる各省に抵抗する。「府県や自治省は、ただ、これに抵抗すること、そして府県が現在の広域行政の要請に適切に応じえない存在と化しつつあることを反省するところがない。」と三四九ページに書いてございます。田中二郎というところあるは教わった人かもしれません。先生が言っておられる。この人はいみじくも自治省のように多次元の行政をやろうとしていないのです。ぴしゃっと一次元の府県合併というので、合併構想を繰り返しておられる。混乱しておるでしょう。先生に対して申しわけないと思ふのだけれども……それはまあ別として、こういうことはどうもいわれているように、自治省が他省に対する形式的な地方自治を守ろうとする抵抗ラインとして、こういうものを出しておられるんじゃないか。田中二郎さんがそういうふうに行われておる。そして指導の基本方針に混乱が起こっておる。そう思うのですがいかがですか。

は、なるほど地方制度調査会の答申は、地方制度になっておりましてけれども、審議の過程を見てみますと、地方制度と二、三府県統合案とがそれぞれ有力な説でございまして、最後の總會におきまして決をとりまして、地方制度案が多数でございましたので、調査会としてはこれを答申の内容といたしました。しかし少数意見もなかなか有力な意見であり、政府としても参考に検討すべきだという趣旨で、答申に添付されたわけでございます。そこで政府といたしましては、この審議の経過から見ますと、この重大な問題について、まだ世論の帰趨がはっきりと定まらずに、調査会自体もごくわずかな差で多数、少数が分れたというふうな事情でございまして、それ以後の問題については慎重な態度をとってまいっておるというのが実情でございまして、しかし第九次調査会の御審議の経過を見てまいりますと、調査会自体といたしましては、すでに三十二年の地方制度案に基づきまして、当面の問題として、これはことばが適当かどうか知りませんが、けれども、たな上げにされた形のように存じておられるわけでございますし、私どもも地方制度案に対するいろいろな各方面からの御批判も伺いまして、現在のところ地方制度案を、調査会の答申があったからこれを表現するんだというふうな考え方は持っていないわけでございます。しかしながら、地方制度案が考へておりましたブロック単位でも、広域行政が考へるための方策というものにつきましては、その必要は、地方制度案が答申になりました当初よりも今日のほうがより現実的になってきているように思ふのでございまして、しかしそれらに對する方式といたしましては、私どもといたしましては、第八次の調査会の答申にある連絡会議方式というものが最も現実的な方策であらうというふうな考へておるわけでありまして、しかし同時にまた、府県の広域地方行政団体としての能力をもっと強化しなければならぬ、こういう必要もあるわけでございますから、その方式といたしましては、府県合併なり府県連合の問題を検討して

いくということであつて、官房長が次元というこたばを使ひましたが、合併と連合は地方公共団体としての府県の能力を強めていく、こういう考へでございまして、連絡会議のほうはブロック単位における広域行政に對する方式として考へていく、その意味で、次元が違ふ、こういうふうな言われたかと思ふのでございまして、ブロック単位におきましては、これは地方公共団体としての都道府県の能力を強化するという問題よりも、ブロック内における関係都道府県、関係国の出先機関との間の連絡調整をはかつていくということが主眼になるわけでございますので、いろいろ先生のお話ではございしましたが、私どもは、この連絡会議につきまして、これもぜひ早急に実現をしたい、かような考へを持っておる次第でござい

疑問もございするし、かりにそうなりました場合におきましても、これは適当な方策ではない、かように考へております。

それから、府県合併と府県連合の問題につきましては、これは相関連する地方公共団体としての都道府県の能力を強化する方策でございまして、これは関連させて検討をしていこう、こういうこととございまして。

○細谷委員 この間、私は、地方制度調査会の第一小委員会が阪奈和の視察に行つたのです。そして、合併を強く推進しておると言われておる和歌山県でいろいろな各界の代表者から聞いたのです。ずばり言いますと、知事さんは、府県廃止論者だ。しかし道州制論者じゃないのですよ。しかし府県廃止論者であるといふことは、ずばり私に答へました。とにかく三県が合併できないなら、二県でもいいから、大阪と和歌山だけでもいいから合併するのだ、それが知事さんの構想です。ところが、各界の人たちの意見、報道関係、あるいは婦人団体、農業団体等の意見を聞きますと、それは二県の合併といふこととじゃなく、たとえ自分のところは海を隔てて兵庫と密接な関係を持つてゐるのだ、ですから、もっと広域な、近畿圏という形において合併してもらわなければならぬ。——これは道州制ですよ。ただし、知事は公選ですよといふ言ひをいふんですよ。そして、中央集権化する今日の政治に対しては、そういう地方の力を強めてこれに抵抗しなければいかぬのだ。それで地方自治を守るんだ、こう言つてゐるんですよ。あすこで選ばれた各界の代表の意見というものは、大部分はそういう意見でした。そうなるてまいりますと、四次調査会の答申を無視するといふのは行き過ぎじゃないですか。いかがですか。

○佐久間政府委員 府県合併を考へます場合に、どのくらいの規模がいいかという問題にならうかと思ひます。二、三県がいいか、あるいは四、五県ぐらいの府県がいいか、こういう問題にならうかと思ひます。その点につきましては、それこそ

○細谷委員　私は、地方制なんというのは、これはもう反対なんです。ただ、自治省のお考えが、一体、連絡会議はさらに重要になっているんだ、こうおっしゃってありますから、私は、いま確かに——もう過去において、地方制度調査会という内閣の諮問機関でできたのを、四次調査会の答申なんというのは考慮に値しないとこれは捨てているでしょう。九次調査会のやつもこれは捨てられようとしているんですよ、連合方式も、捨てられようとしているでしょう。そうして府県合併を大いに推進しよう、こういうことなんです。しかもそれは、自主的でございますよ、自治省はこう言うんですね。そうなつてまいりますと、自主的府県合併というのは一体どういうことなんでしょうか。この連絡会議という問題と自主的というものは、自主的というのは、これは阪奈とか、あるいは、東海三県とか、あるいは山梨を含めた東京と埼玉

○細谷委員　ちよっと議題をはずれますけれど、自主的というのはけっこうな事です。この点について私はもうちょっと質問しますけれども、自主的合併なら二県であらうと三県であらうと四県であらうとよろしいということでしょう。そういうことで日本全体としての府県のあり方というものがうまくいきますか。あなた方の内簡

ことを言っております。自主的合併ということでは府県が混乱すると私は思う。やはり自主的合併は自治省がとにかくいろんなことにおいて自治団体を押えておる。いま申し上げたように内閣もしかりであります。これだけによって、地元の人が言うように、自主的合併で、はい、合併したいところでは合併するように、法の糸口を開きましよう

ましいことではございませんので、そういうことを阻止するための方策の一つといたしましても連絡会議の必要性は考えておるものでございます。

○細谷委員 時間もあまりありませんので、最後に次官にお願いしたいと思うのですが、私は自主合併ということが、ずいぶん混乱を起こしていると思っておる。地方制度調査会自体でも混乱して

いると思う。やはり自治省としては府県のあるべき姿というものを描いて、そういう線に沿うた進め方は、これは地方自治である以上は自主的でないければいけぬ。しかし自主的でない以上、乱雑な府県制度をやるというところはたいへんなことになりま。ところが、やはり自主的という名に隠れて、そういう空気がなくはないのです。ですから、自主的ということについて、やはり十分に自治省自体も反省していただかなければいかぬと思うのです。人には自主的だ、自主的だ、自分の都合のいいのは自主的だということやって、自分が都合悪くなると、ほかの法律にひっかけて処罰するぞとか、江戸のかたきを長崎でという態度が自治省にある。ですからこういう点十分反省していただきたいと思う。

そこで私お願いしたいのは、どうもいままでお聞きしたことの問題にしても、やはり多元的な構想で府県問題、地方制度の問題を考えているやに私は思うのです。一方で連絡会議はぜひとも必要だ、その必要性はいよいよ増しておる、こうおっしゃっている反面、適合方式とそれから合併の問題は、次元が違ふのだからこれはひとつ広域行政というたてまえでやはりこれも必要だ、こういうことなんで、私には、一体どういう基本線で府県のあるべきことを考えているのか、どういう方向で自治省が中心となって地方自治を確立しようとしているのかということがはつきりしないのです。こういうことが、どんどん他省の攻撃を受ける、そしてトーチカだ、マジノ・ラインだと思つたこの連絡法案が、そんなものにならない。むしろその地方自治を害するような役割りを果たすのではないかとすることは私は憂慮する。これはやはり自治省の方針がきちんとした一貫した基本的なものがないからじゃないかと思う。そうでない、どうもこの問題は、いよいよ必要性が増すと言いますけれども、私にはどうしても理解できませんので、自治省として今後の府県制度というものはどうあるべきかということについて、もっとひとつとまとめて、こういうことでいくのだ

ということとをひとつ次の委員会までにまとめていただかぬと、端的に言いますと、この法律案はこれ以上審議できない、こう私は思っている。この問題はそういうことを要望いたしまして、次にお尋ねしたいのですが、連絡会議で縦割り行政の弊を直そうという一つのねらいがあるやに私は思うのです。たいへんけつこうなことだと思ふのです。今日地方団体、県においても、あるいは市町村においても、国の縦割り行政ということに悩んでおつて、むしろ府県合併とか広域行政を中央がしきりにおっしゃるならば、国みずから省みてそれを改めていただかなければ、この広域行政というものはほんとうの姿では推進されないのじゃないかと私は思つておられます。川の問題にいたしましても、いま進められておる広域行政という問題は主として経済界から出ておる、こういうふうにいわれておられますが、私は経済界から出たという事実も知つておられます。しかし、自治省は自治省なりに地方自治を守らなければいかぬ、地方自治の行政を充実しなければならぬ立場で考へておると私は信じておるのです。そういう中において私はこの縦割り行政という弊を直すように、やはり自治省があらゆる努力を払つていただかなければならぬと思うのです。これは行政の面ばかりではありません。人事の面でもそのとおりであります。たとえば農林省ならば、農林官僚が府県の農政を握らなければ予算がつかないのだ、こういつておる。県の総務部長は自治省でなければいかぬのだ、人事までも含めて縦割り行政の弊というものが非常に出てきておられます。い例を申し上げますと、たとえば下水道の例であります。下水道法は一つの法律であります。ところがこれを管理しておる省は建設省と厚生省であります。終末処理場は厚生省であります。ところが下水道の環境工事は建設省であります。簡単にいいます。建設省がオーケーといつても厚生省はうんといません。厚生省が終末処理をやりなさいといふと、建設省がもっと環境工事をやらなければ資格がないという、これはたいへんな

ことです。一例であります。一つの法律についてもうそういうことである。法律がそれぞれ主管省が違ひますと、たいへんなことなんです。この縦割り行政を直さぬ限りは、こんな連絡会議などでこの縦割りの弊が是正できるとか、若干でもよくなることは私は考えない。この点についてどうお考えですか。

○高橋(頑)政府委員 細谷委員のお尋ねの第一の点であります。府県の規模をどの程度にするか、合併するかしないかという問題について、やはり基本的には地域住民の意思を尊重する民主的な立場をとる、すなわち自主性を尊重する、こういうことではなければならぬと思ふのであります。しかしながらその問題が、国全体の立場に立つて考える考え方、また地方だけの立場に立つて考える考え方、これが一方に偏しておるというやうなことであったのでは、おっしゃるやうに私は非常に混乱が起ると思ふのであります。そういう理由からいま地方制度調査会にお話しようという問題を御審議願つておるのであります。やはり地域住民に対して、いわゆる地方制度調査会等の御意見というものを十分徹底させ、すなわち国全体の立場からと地場的な立場から総合的に考へて、こうあるべきだということを十分認識しての上に立つての自主的態度ということが必要なのであります。いろいろな国会の御議論なり、あるいは地方制度調査会の結論なり、また審議の過程におけるいろいろな御意見なり、その他の方々の意見というものが、その地域住民に徹底して、そうしてその上での自主的判断ということになければならぬと思ふのであります。大体この点は細谷委員のお考へになつておるところと私どもの与えておるところとは、そう相違はないと私は思つておるのであります。

も、十分その中に織り込まれての結論が出ることは実は期待をいたしておるやうなわけでございます。したがうして、それらを総合いたしまして、自治省といたしましては結論が出るわけでありまして、実のところ、率直に申し上げて次の委員会までに、連合合併かといつたやうな、そういう結論はちよつと出にくいことは、いま申し上げたところで御了承願ふと思ふのであります。やはりいろいろ御検討願つた結論の出ましたのを十分尊重いたしまして検討を加えてまいりたい、こう思つておるやうなわけでありまして、それから第二のこの連絡会議法をもつたのは、まだ十分に広域行政の理想としておるところの実現がでないのではないかと、こういう御懸念に關してのお尋ねでございますが、私どもはやはり中央の行政、それから地方自治体の行政というものがとうまく調和のとれた、スムーズに回転する歯車のごときものでなければならぬと考へるのであります。したがうして中央の力が強いとか弱いとかいうのでなくして、どちらも強ければよいので、結局問題は両者、中央と地方との調和がとれていくかどうかということにあるわけでありまして、いまの例を府県にとりましますと、府県の行政区域だけで処理するには非常にむづかしいいわゆる広域的な行政が望まれておる、そのときにこの法案にありますやうな国家行政機関の出先の方々と地方の府県の公共団体が主体性を持つて、そうしてそこをいろいろ地方公共団体としてやりたいという仕事等について御協議を願へば、これは両者とも国家、国民に奉仕する立場にある方々の集まりでありますから、そこに国家的な立場、地方公共団体的な側面の立場で、いろいろ議論をかわし、協議を重ねてまいりますところに、やはり一つの調和のとれた広域行政の要望にこたえ得る良識的な結論が出る、そのことを期待いたしておるやうなわけでありまして、やはり府県の連合とか合併という問題とは別な使命を帯びた、非常にいまの時代に必要な妙案のごとくに考へておるやうな次第でございます。

ことです。一例であります。一つの法律についてもうそういうことである。法律がそれぞれ主管省が違ひますと、たいへんなことなんです。この縦割り行政を直さぬ限りは、こんな連絡会議などでこの縦割りの弊が是正できるとか、若干でもよくなることは私は考えない。この点についてどうお考えですか。

○佐久間政府委員 御指摘のように、各省の縦割り行政の弊というものは相当各方面から指摘をされておるわけでございまして、私ももといたしましても、何とか縦割り行政の弊を少なくすることにしたい。広域行政の円滑なる推進もできない、かような考え方は細谷委員と全く同感でございます。この地方行政連絡会議が、縦割り行政の弊の是正にどの程度役立つか疑問じゃないが、私もこの連絡会議さえできれば、縦割り行政の弊は全く除去されるのだというふうに思いますが、この程度は、もちろん持っていませんけれども、この程度の連絡協議機関さえも現在ない状態が、いよいよ縦割り行政の弊を助長しておるようには考えておりますので、何ともしもあれこの連絡会議を成立させていただきまして、これによって縦割り行政の弊をできるだけ除去するように努力をいたしてまいりたい。もちろんこれだけで十分ではございませんので、そのほかの方策につきましても、それはそれでいろいろ検討してまいりたい、かように考えるわけでございします。

○細谷委員 臨時行政調査会でもこの問題は強く指摘されている。二億円の巨費と長年月をかけて調査した答申、これもあるわけですよ。たとえばよく例に引かれますように、職安行政あるいは国民年金等を含めた保険行政、知事の任免権はもう全くないという事です。これはおかしいじゃないか。県の労働部長は県知事の部下、職安課長は労働大臣の所管、部下も国家公務員、こういう形なんです。社会保険出張所もそれと一緒だ。いわく、もしもこれが府県に事務的に統合された場合には、私もまた別の機関をつくり出すというのがある官僚が言ったことばなんです。絶対に放さない。理屈を越えて縄張りを守ろうとする根性がある。やり抜くという根性はけっこうだけれども、近代化、合理化の方向じゃないのです。こういう問題を考えないで、こういう問題についての改善の方法を考えないで、なるほど連絡会議で一堂に会して、いろいろな問題について意見の交換をする、たとえば利根川をどうするか、筑後川はどういうふうな治水をやっていくのか、こういう問題について話し合うことはいいでしょう。しかし、大もとを押えられているわけですよ。自治省、いかんともしたいでしょう。こういう問題について手を触れないで、連絡会議をつくって、そして会議を開くぞと、知事と指定市と国の出先機関の長だ、こういう形だけをやりまうと、これは屋上屋を重ねて、絶対に今日のそういう縦割り行政の弊は——これは案になるように思いますが、一つも案にならない、効果が無いじゃないかと私は思っている。この問題は、連絡会議はそういうことを目途にしているでしょうけれども、非常に問題がある。調和ということはいま官が官おっしゃったけれども、調和調和といっておりますけれども、調和をくずしているのは縦割り行政なんです。こういう問題についてやはり検討していただかなければ、こんな法律をつくって会議をやったら、財政が苦しいぞ、苦しいぞといっても、わずかなではありましようけれども、みんな会費は向こう持ちだ、自治省は一文も出さぬ、こういうことになりまして、何か連絡会議という法律ができて、自治省のメンツは立ったけれども、効果がなくて、一ぺん会議すること何十万か府県の財政が吹っ飛んでいく、こういうことになると思う。枝葉の問題じゃなくて、会議の運営の問題じゃなくて、その大もとの問題について、自治省の所見が明らかにならなければ、これは全く絵にかいたもちより悪いと私は思うのですが、これについて所見を伺いたい。

○高橋(補)政府委員 細谷委員のお尋ねに先ほど答えましたことに、なおつけ加えまして、ちょうどいまのお尋ねのお答えといたしたいと思うのであります。

いろいろ御懸念になっておるようなところは、関係者努力して是正をしていかなければならぬと思いますが、法案にございしますように、各関係者が、国のほうの側も資料をその連絡会議に提出をいたします。それから会議の必要のございしますと

きには、大臣であるとかあるいは公共企業体等の長に對しまして、連絡会議が意見を申し出ることでもできますし、また連絡会議はその会議の結果を、自治大臣及び会議における協議事項に關係ある大臣に報告する、こういうふうな立場をとっておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、国の行政に當たる者も、地方公共団体の行政に當たります者も、いずれも国民のいわば奉仕者という立場にあるわけでありまして、各関係資料をそこに持ち出して、そうしてそういう自覚のもとに一つの問題を協議してまいりますところ、先ほど申し上げました資料の提出、あるいは意見の申し出、あるいは結果の報告等々というところと互いに連連を持ちまして会議が重ねられていくところに、いまの一般世論ともいべきこの広域行政の進展のために非常に役立っていくいい結論の出でまいりますことを期待し得る、このように考えておるようなわけでございします。

○細谷委員 私の質問する点は、こういう法律をつくっても、名ばかりになるのじゃないか。自治省がもつと地方自治を守るといふ意味において、国からの縦割り行政の弊というものについて前向きで解決する意欲と努力がなければ、こういう法律をつくったって意味ないのだ。それで私は、冒頭言ったように、何べんもやって、しようがない、メンツにかけてもこの法律を通すのだ、そういうこと以外にないのじゃないか、そういう意欲が必要だということを言っているのではありませんけれども、その点について、これは大臣の決意も聞きたいのですが、次官の決意も聞きたいと思つたのですけれども、どうもこの点には触れられなかったのですが、どうですか。

○高橋(補)政府委員 私の先ほど申し上げましたのは、この連絡会議法の考慮しておりますことは、いま細谷委員の御心配になっておるような問題の解決に大いに役立つものである、このように考えておるといふことを申し上げたようなわけであります。自治省といたしましては、御心配になっておるような問題解決にいろいろと努力をいたし

ておる、今度のこの連絡会議法の中において十分その精神があらわれておるのだ、こういうふうにお伺い承願したいのであります。

○華山委員 閣下をして政務次官にお聞きいたしますが、先ほど川村委員と官房長との間の質疑応答の中で、この前の国会で本法案が四月二十一日というおくれた時期に出たという理由につきましまして、その当時連合法案が出される予定であつたので、それと同時に審議したほうがいいと思つておくれたのだ、こういう御答弁がございましたが、これから考えますと、本法案が今国会におきましては冒頭に出されたので、この議会におきましては、あるいは連合法案、あるいは府県合併法案、その他地方のいろいろな広域行政に関する、制度に関する法案、そういうものは一切お出しにならない御方針でございしますか。政務次官にお伺いしたいと思ひます。

○高橋(補)政府委員 その問題につきましては、先ほど細谷委員のお尋ねにたしかお答えしたと思つたのでありますが、いま府県合併の問題等につきましまして、地方制度調査会においていろいろ御検討を願つておりますことは、華山委員御承知のとおりでございまして、それらの結論の出ました際、いろいろと検討をして、その後決定をいたすわけでございしますから、いまの場合その種の法案を出さないことにきめたのか、こういうわけではないわけでございしますから、その点御理解をお願いいたします。ただ、今国会に出すか出さぬか、こういうことでございしましたならば、それは今国会には出す運びにまならないと考へておるようなわけであります。

○華山委員 そうしますと、本国会には出す運びにまならないと思つたから、この法案を冒頭に出した。こういうこととございしますか。

○松島政府委員 ただいま政務次官からお答えいたしましたように、合併等に関する法律につきましては、地方制度調査会において御審議をいただいておるところでありまして、おそらくその結論をいただきますまでは、この国会中には無理で

はなからうかというふうに考えております。これを冒頭に出したというお話でございますが、先生御承知のとおり、継続審議中でございますので、前国会から引き続き御審議をいただいている、かような状況でございます。

○華山委員 連合方式はいかがでございますか。

○松島政府委員 連合方式につきましても、合併等の問題と同様に考えております。

○華山委員 今国会には提出されないのでございますね。

○松島政府委員 提出する予定はございません。

○細谷委員 いまのお答えによりますと、この法律が成立すれば縦割り行政の弊害というものは大きく直るのだ、著しく効果があるのだという次官のお答えなんです、この問題は非常に重要な問題でございまして、今日の地方自治体の根幹にも触れる問題でありますし、また、いまのお答えで、EEC方式なりあるいは府県合併の問題については、それぞれ違ったものでそれぞれ必要なんですが、今度は出さぬけれどもということでありまして、自治省が一貫した方針というものを持たなければならぬ、それについてひとつ再検討願わなければ、この法律案の結論が出し得ないということを先ほど申し上げて、お願いしたわけでありますが、この問題については委員長にお願いしたいのですが、ぜひ、きわめて重要な問題と私どもは考えておりますから、最高責任者の自治大臣に、この点については十分にお聞きしたいと考えておりますので、きょうは私の質問はこの点で保留させていただきますと思います。

○中馬委員長 ほかにございませんか。——次会
は公報をもってお知らせすることといたし、本日はこれにて散会をいたします。

午後零時三十五分散会